

小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務  
プロポーザル審査会審査基準

(目的)

第1条 この基準は、小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務に係る公募型プロポーザルに係る審査について、適正かつ公平な審査評価、業者選定を行うため、必要な事項を定めることとする。

(審査方法)

第2条 審査は、小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行うものとする。

(審査項目)

第3条 審査項目及び配点は、別紙評価基準のとおりとする。

(選定方法)

第4条 審査会は、提案者から提出のあった資料等の内容について、評価基準表に基づき、書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を行い、総合的に点数評価する。

- 2 委員全員の評価書の点数の平均が満点の6割以上の提案者から、委員全員の採点結果の合計が最も高い提案者を受託候補者、次点の提案者を補欠として選定する。
- 3 最高得点者が同点で2者以上いる場合は、それらの者のみを対象として審査会の会議によって順位を決定する。
- 4 提案価格が小山市デジタル情報発信及びホームページリニューアル伴走支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に示す上限提案額を超えている場合は、他の点数にかかわらず失格とする。

附 則

- 1 この基準は、令和8年1月29日から施行する。
- 2 この基準は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。